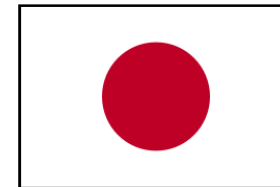


日・カザフスタン原子力協定

- 原子力発電の拡大・導入を企図する国の増加を背景として、**世界的なウラン獲得競争が激化。**
- **ウランの安定的供給を確保するため、確認埋蔵量が世界第二位(全世界の約5分の1)のカザフスタンから、ウランを長期的かつ安定的に輸入するためには、原子力協定の締結が必要。**
- 同時に、カザフスタンとしては、将来的に我が国の安全かつ最新の原子力資機材・技術の受入れを希望。
- 原子力協定締結は、こうした両国間の原子力分野での協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの。

我が国の原子力協定の既締結国は英国、加、米国、豪、仏及び中国並びにユーラトム(ロシアについては署名済み)。カザフスタンは、米国、ロシア、ユーラトムとの間で原子力協定を締結済み。

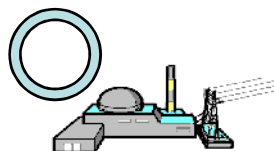
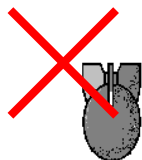


●協定の概要(これまでの原子力協定と基本的に同じ内容)

- ① 核物質等の平和的利用の確保
- ② 核物質についての国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(査察等)
- ③ 核物質を適切に防護する措置の適用
- ④ 核物質等の管轄外(第三国)への移転の規制

●新たな要素

- ➡ 締結交渉を通じてカザフスタン側に強く働きかけた結果、同国はこれまで未締結であった原子力安全4条約や核テロ防止条約の締結を実現。協定においてもこれらの条約に基づく措置の実施を確認。
- ➡ さらに、核不拡散の観点から、原子力関連品目に加え、**原子力関連技術も協定の適用対象**に含めることとした。(ただし、濃縮等の機微技術は移転されない。)



➡ 我が国とカザフスタン共和国との間で移転される核物質等の不拡散・平和的利用を確保しつつ、我が国のエネルギー確保、更には将来的な原子力ビジネス展開が可能となる。